第４回　気仙沼市農業委員会総会議事録

１　会議の日時　　令和３年９月 27 日（月）午後２時から２時 40 分

２　会議の場所　　気仙沼市役所ワン・テン庁舎大ホール

３　出席農業委員（13 名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10 番　三浦悦子	11 番　横山久一	12 番　吉田和広（欠）
13 番　畠山盛信	14 番　吉田幸志	

４　出席農地利用最適化推進委員（12 名）

15 番　松　敏明	16 番　村上正博	17 番　千葉清幸（欠）
18 番　白幡高二	19 番　立花淳一	20 番　佐藤信行
21 番　藤田隆一	22 番　佐藤良人	23 番　及川　衛
24 番　畠山義朗	25 番　三浦光雄	26 番　佐藤俊夫
27 番　小野寺隆一		

５　欠席農業委員
　12 番　吉田和広

６　欠席農地利用最適化推進委員
　17 番　千葉清幸

７　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

８　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第６　議案第５号　非農地証明願について
　第７　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第８　その他

９　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第４回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，12 番吉田和広君の１人であります。 農地利用最適化推進委員は，17 番千葉清幸君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，７番熊谷まゆみ君と８番金野政義君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。受付番号１番，長磯原ノ沢。議案関係図面は１ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については，議案書記載のとおりです。転用面積の変更となります。当初計画では，建築用資材置場として２筆，合計 2,760 ㎡でしたが，建築資材の減少により転用面積を 1,872 ㎡に縮小するものです。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。先日の日曜日の午前中に４名で現地に集合して見てまいりました。やはり面積が広すぎたなぁという御意見でございまして。周辺の農地に影響もございませんし，まぁよろしいということでございます。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は転用面積を縮小ということですので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，唐桑町神の倉。議案関係図面は５ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。受付番号２番以降は省略して説明します。申請地は，譲受人が現在耕作しています。交換により取得します。じゃがいも，大根，桑を作付けしています。 受付番号２番，唐桑町西舞根。議案関係図面は８ページになります。馬の放牧地，牧草採取地として利用します。ズッキーニも作付けする予定であります。 以上，議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。19 番立花委員。
19 番立花委員	19 番立花です。先日調査の方を行いましたが，特に問題はないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。この場所は，馬を飼うとのことですが，隣の家とも，だいぶかけ離れておりますので，糞尿などの臭いについても問題ないと思われますので，問題ないと思います。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番は許可相当ということで許可相当と思います。２番は農地検討委員会でも協議しましたけれども，面積が大きいということと，長野から来て１名でやるということで，いろいろ協議いたしましたけれども許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。はい，15 番松委員。

15番松委員	15番松です。受付番号１番について，ちょっとお聞きしたいのですけども。私の記憶ですと，この畑はですね，確か，りんご畑だったのではないかと思うのですが，現状は，りんご畑は既にないっていうことでしょうか。
議　　長	はい，事務局。
菅 野 主 査	こちらの畑なのですが，りんご畑は申請地の隣の土地なので，この申請地はりんご畑ではありません。
議　　長	松委員，よろしいですか。
15番松委員	はい，分かりました。
議　　長	ほかにありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	(議案朗読)
及 川 次 長	(議案説明) 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町鮪立。議案関係図面は10ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。来客用駐車場３台分と自身が所有する農地と道路に高低差があるので，乗り入れできるようにするためのスロープを建設するものです。申請地に敷かれている砕石は市の漁業集落防災機能強化事業により道路拡張として一時使用されていた場所で，そのまま返還されたものでございます。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。既に，今もおっしゃられたとおり砕石がまかれており，何の問題もないものと思われます。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。駐車場とスロープということで，許可相当と思われます。異議ござ

	いません。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，駒形。議案関係図面は 14 ページになります。地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。以後，受付番号２番以降についても同様です。申請地を譲受け，野外活動等の駐車場として，大型バス５台分，中型バス５台分，小型バス５台分，普通車 35 台分として利用するものでございます。本案件は，以前より詳細資料の不足により継続審議となっておったものでございます。先月の総会後に，申請者側から，県の農地転用担当，気仙沼市農業委員会事務局との打合せの場を設けてほしいという要望がございまして，９月９日に県の合同庁舎の方で打合せを行いました。当案件に必要となる現在不足している資料等，提出していただきたい資料の詳細な内容を申請者側に説明しました。また，資料については９月 20 日までに提出していただくこととしました。不足している資料の作成，９月 20 日までの提出締め切りについて，申請者側から了承・確約をいただいておりましたが，本日現在，追加で詳細資料の提出はしていただけておりません。 受付番号２番，岩月宝ケ沢。議案関係図面は 20 ページになります。申請地を譲り受け，居宅２階建１棟 85.95 ㎡，駐車場２台分を建設するものです。排水は合併処理後，既存側溝へ放流いたします。 受付番号３番，岩月宝ケ沢。議案関係図面は 24 ページになります。譲受人が代表を務める会社の資材置場として整備し，その会社に貸し出すものでございます。 受付番号４番，唐桑町宿浦。議案関係図面は 27 ページになります。譲受人は現在他市に居住していますが，気仙沼市内の会社への転属が決まったことから，申請地を祖母から借り受け居宅を建設するものでございます。居宅２階建１棟 104.50 ㎡，駐車場３台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流いたします。 受付番号５番，本吉町二十一浜。議案関係図面は 33 ページになります。震災復興の公共事業のための現場事務所敷地として，平成 30 年 10 月 12 日指令 517 号で一時転用許可を受け，一時転用期間が令和３年 10 月 31 日までとなっていましたが，事業の工期が延びたため一時転用期間を延長するものです。農振農用地であるため一時転用期間の上限が３年間であるため，事業計画変更承認申請によるものではなく，再度第５条許可が必要となるため申請されたものになります。一時転用期間は令和４年４月 30 日までございます。 以上，受付番号１番から５番までの５件について御審議をお願いします。

	以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回の申請は，この申請地を譲り受けて，野外活動等の駐車場として利用する目的で申請があった申請地で，申請者と農業委員会事務局の方と打合せをしていただいて，その打合せで９月 20 日まで追加の詳細資料の提出ということで，その提出がありませんでしたので，今回の申請は不許可相当で問題ないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番と３番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。昨日４名で見てまいりました。受付番号２番は，都市計画区域内で農振地域外ということでございます。住宅を建てるということですので，異議ありません。許可相当と見てまいりました。既存の側溝も確認してまいりました。受付番号３番は，２番の隣接で農地区分は同じです。資材置場及び駐車場を造るということでございます。譲受人が代表を務める会社に資材置場として整備し，貸し出すものです。排水は出ず，許可相当と見てまいりました。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。排水の方も合併処理後，既存側溝へ放流ということなので，特別問題はないものと思われます。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。先日，金野委員さんと現場を確認して来ました。この場所は震災農地でありまして，現在，復興事業のために現場事務所が建っている場所であります。今回，期間の延長ということでありますので，問題ないと思います。以上です。
議　　長	受付番号１番から５番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。受付番号１番はですね，かねてより継続審議となっていた案件でございますけれども。９月 20 日までに詳細な資料を提出していただける予定だったのですけども，これもこないということで，１番は不許可といたします。２番と３番は排水経路もしっかりしているということで，許可相当と思われます。４番も許可相当と思われます。５番はプレハブの一時転用ということで，これも許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号は，受付番号１番については不許可相当，受付番号２番から５番については許可相当と決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）

議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は，受付番号１番については不許可相当，受付番号２番から５番については許可相当と決定いたしました。 本件については，受付番号１番については不許可相当，受付番号２番から５番については許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，上田中二丁目。議案関係図面は 37 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。当該地は，平成４年に駐車場として賃貸しておりましたが，その後，別な会社の駐車場として賃貸し現在に至っております。完了届の提出がなされておりませんでした。 受付番号２番，本吉町寺谷。議案関係図面は 40 ページになります。申請者の父が檜を植林し現在に至っております。農地としての復元性はございません。 受付番号３番，西中才。議案関係図面は 43 ページになります。昭和 51 年から耕作放棄をしていたため，現在農耕に適さない土地となっております。農地への復元性はございません。 以上，受付番号１番から３番までの３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	議案第５号受付番号１番について，16 番村上正博委員が，農業委員会法第 31 条の規定により議事参与の制限に該当しますので，関係事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 なお，関係事案の終了後に着席していただきます。 16 番村上正博委員，退席をお願いします。 （16 番村上正博委員，退席）
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地はですね，上田中二丁目の区画整理地内でありまして。ここは平成４年に５条の許可を得ていたのですけれども，完了報告の提出がなかったということですので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。許可相当と思われます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号受付番号１番について，原案のとおり決定することに御異議ありません

	か。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号受付番号１番について，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。 16 番村上正博委員の着席を認めます。 （16 番村上正博委員，着席）
議　　長	それでは，受付番号２番からの審議を始めます。 それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号２番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。現地は，農地利用状況調査の中で調査に行った場所で，どう見ても畑ではないよな，山林だという判断になりました。それでですね，髙橋利夫委員さんから，ここに直接電話していただき，この農地の非農地証明願いが出されたものと思っています。何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。16 番村上委員。
16 番村上委員	16 番村上です。先日５名で現地を調査してまいりました。耕作放棄をされているということで，農地への復元性はないということで，許可相当かと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番と３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も農地への復元性はないと思われますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号受付番号２番と３番について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号受付番号２番と３番について，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）

及川次長	（内容説明） それでは，資料農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計５件，13筆，9,491㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全委員	（「なし」の声）
議長	質疑なしと認めます。
議長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	（報告朗読）
及川次長	（内容説明） それでは，資料公共事業における農地の一時貸借９月総会報告をお開きください。今月は，県の公共事業につきまして，２件，３筆，1,094.4㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全委員	（「なし」の声）
議長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議長	次に，日程第８，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。ただいま御審議いただいた非農地証明の２番の大谷の事例というのが，先ほど申し上げたように農地利用状況調査の結果，分かったのですけども。大谷地区で全部見ると，こういう案件が後３～４件出ているのですよ。現実，皆さん方のもあるかと思います。ただ問題なのは相手が分かるから直接会って話をしたのですけど。納得してもらってなるのですけども。ただ中には，かなり鋭い意見を言う人がいます。それで事務局さんにお願いなのですけども，どこの地区でも必要かと思います。要するに転用するか，乃至は非農地証明を取るかという時に，逆に言われるのが農地でなくなると税金を市役所でどうかけるのですか。ちょっと私の知ったことではないと答えるのですが。農業委員会に聞いてくださいというふうには言わざるを得ないのだけれども。農業委員会さんだって課税しているわけではない。要するに税務課の固定資産係に行くのだけれども。要は我々がそこに行って，みんなで話を聞くよりは，次回のこの場でもいいですから，この転用とか，何か農地以外になった場合に，気仙沼市の税務課の課税標準ってどういうふうにするのかを，ちょっと教えていただいて。それを基に我々が農地所有者と今度農地パトロールの時に，お話しできるところはするし，もし我々が越権行為をすることはないと言われれば，市役所の方に直接行ってくださいと言わざるを得なくなりますけども。よろしくお願いします。以上です。
議長	はい，事務局，御説明お願いします。
及川次長	課税の内容を聞けばよろしいでしょうか。

議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	要するに今，農地利用状況調査を皆さんでやっているわけで，このような案件が，かなり見えていると思うのですね。その場合に，ただそのまま，すぐ素直に，今回の非農地証明の２番の方のように手続きをしてもらえば，それで良いのだけれども。その手続きをためらっている原因には，お前たちに言われても税金が高くなるのなら，何のためにやるのか，農地の方がいいのではないか。このままでと言われれば，農業委員会の農業委員としては，これ以上の何も言いようがなくなってしまう。その時に，やっぱり税金がどうなっているのかということを知っておかなくてはならない。それは農業委員としての課税の農地だけでない，その辺の知識として必要なことなのです。ただそれを私達の段階では分かりえないので，そちらで，どういうルールになっているか，市の課税のやつ。それを農業委員会として抑えて，それから今後，例えば私が農業委員会に行って聞いてくださいって言った時に，ある日突然行った時に，皆さん方も慌てるでしょうから。事前にそういうのを知っていた方が，答えやすいと思います。以上です。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	はい，わかりました。そのような照会等あった場合には，答えられるように準備はしておきたいと思います。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	我々にも教えて下さいね。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	わかりました。
議　　長	ほかにありませんか。 はい，８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。ただいまのことに関連してなのですけど。私達もそういった知識としては必要なことについては，私も同感であります。しかしながら農業委員という立場で，税に対して問われた時に，現場或いはあとでもいいです。こういうふうになっていると，固定資産税については，これこれ，こういうような仕組みになっているので，いずそれ一日の課税から，こういうふうに変わりますよといったようなところまで踏み込んで，我々が相手側に対して回答するということについては，甚だ疑問を持ちますので，私としては知識としてとどめておくということが，我々に与えられた責務ではないかというふうに判断しますので，是非御検討いただきたいと思います。
議　　長	はい，その点事務局で検討いたしてみます。大変ありがとうございました。 ほかにありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第４回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。
	（終了時間）　午後２時 40 分

	令和３年９月 29 日 気仙沼市農業委員会